

さいたま市食の安全委員会 設置要綱

(目的)

第1条 さいたま市における食の安全・安心の確保を図るため、広く市民の意見を施策に反映することを目的として、さいたま市食の安全委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 食の安全・安心の確保に必要な施策に関する意見
- (2) 食の安全・安心に関する情報・意見交換

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 消費者
- (2) 生産者
- (3) 事業者（製造・加工、流通・販売業者）
- (4) 学識経験者など食の安全に係る事業を行うにあたって有益な知識や経験をもつ者
- (5) その他食の安全に係る事業を行うにあたって有益な知識や経験をもつ者

3 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

4 委員長は委員会の事務を総括し、委員会を代表する。

5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

6 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任は妨げない。

7 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要に応じて会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

3 会議の議長は、委員長が務める。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、保健部食品・医薬品安全課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年8月2日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年9月5日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に、さいたま市食の安全委員会設置要綱第3条第2項の規定により委嘱されている委員の任期は、同条第6項の規定に関わらず、平成20年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。